

令和2年8月6日開催

第5回

遠軽町農業委員会総会議事録

遠軽町農業委員会

令和2年度 第5回遠軽町農業委員会総会議事録

1. 開催月日 令和2年8月6日(木)
 2. 開催時刻 開 刻 13時30分
 閉 刻 13時58分
 3. 開催場所 遠軽町議会議場
 4. 出席委員 15人

会 長	18番	新国	純一
会長職務代理者	17番	石丸	博雄
委員	1番	菅井	誠
委員	2番	菅井	美德
委員	3番	原田喜	一郎
委員	4番	西原	弘子
委員	5番	石山	幸一
委員	7番	梶田	政實
委員	8番	早川	剛司
委員	9番	小野	人司
委員	11番	中村	肇
委員	12番	笹原	仁
委員	13番	岡田	一司
委員	15番	上野	邦彦
委員	16番	鈴木	和弘

5. 欠席委員 3人

委員	6番	大河原	正一
委員	10番	須藤	智弘
委員	14番	林	秀和

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

委員	8番	早川	剛司
委員	16番	鈴木	和弘

第2 会議書記の指名

農業委員会事務局 農地係長 小川 哲也

第3 議案第1号 農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について

議案第2号 農業振興地域整備計画変更(農用地区域除外)について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第4号 あっせん委員の指名について

議案第5号 現況証明願いについて

7. 出席農業委員会事務局職員

事務局 長	広瀬	淳次
主 幹	吉岡	秀利
農地・農業振興担当係長	小川	哲也
農地・農業振興担当係長	原	吉生
農地・農業振興担当主任	市原	英二

8. 会議の概要

議長 ただ今から、本日招集された令和2年度第5回（R2.8.6）遠軽町農業委員会総会を開催いたします。

本日の委員出席人数は、委員総数18名中、出席委員15名であります。「農業委員会等に関する法律第27条第3項」に規定する出席人数は、過半数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名については「遠軽町農業委員会総会会議規則第13条第2項」の規定により、議長において指名することとなっておりますので、8番 早川委員、16番 鈴木委員の両名を指名します。

次に、総会議案の審議に先立ちまして、事務局長から諸般の報告をさせます。

（事務局長 諸般の報告）

◆ 諸般の報告

1. R2.7.10（金）13：30～

第4回農業委員会総会

2. R2.7.10（金）14：00～

オホーツク農業委員会連合会事務局長会議【北見市北見市農業委員会】
吉岡主幹出席

3. R2.7.21（火）13：30～

遠軽町農業委員会委員候補者選定委員会【役場3階大会議室】
広瀬事務局長、吉岡主幹、小川係長出席

4. R2.8.6（木）～7日（金）15：00～

第99回オホーツク農業委員会連合会臨時総会【紋別市】
欠席

◆ 今後の予定

1. R2.7.下旬～8.上旬

農地パトロール

2. R2.8.12（水）10：00～16：30

令和2年度市町村農業委員会事務局長研修会【札幌市】
欠席予定

3. R2.9.4（金）13：30～

第6回農業委員会総会

議長 ただ今の諸般の報告につきまして、質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

議長 質疑がないようでありますから、本日の総会議案の審議に入ります。
なお、本日審議される案件の中に、「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件があります。
議事進行の都合上、休憩をとる場面がありますので、あらかじめご了承をお願いします。

それでは、議案第1号「農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について」4件を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第1号「農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

その1

1 通知者の住所氏名

賃貸人－紋別郡遠軽町 ● ● ●
● ● ● ●

賃借人－紋別郡遠軽町 ● ● ●
● ● ● ●

2 通知の土地

所在「遠軽町 ● ● ●」・地番「● ● 外2筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積 (㎡) 「3筆合計 24, 436」

3 通知の理由

平成26年4月1日に農地法の規定により賃貸借を設定したが、その農地について賃貸人・賃借人が協議の結果、双方が解約に合意した。

4 解約の種類

合意解約

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

その2

1 通知者の住所氏名

賃貸人－紋別郡遠軽町 ● ● ●
● ● ● ●

賃借人－紋別郡遠軽町 ● ● ●
● ● ● ●

2 通知の土地
所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿及び現況は畑」・面積（㎡）「32,965」

3 通知の理由
平成26年4月1日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃貸借を設定したが、その農地について賃貸人・賃借人が協議の結果、双方が解約に合意した。

4 解約の種類
合意解約
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

その3

1 通知者の住所氏名
賃貸人－紋別郡遠軽町●●●
●● ●●

賃借人－紋別郡遠軽町●●●
●● ●●

2 通知の土地
所在「遠軽町●●●」・地番「●●外1筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「2筆合計 6,332」

3 通知の理由
平成28年11月14日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃貸借を設定したが、その農地について賃貸人・賃借人が協議の結果、双方が解約に合意した。

4 解約の種類
合意解約
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

その4

1 通知者の住所氏名
賃貸人－紋別郡遠軽町●●●
●● ●●

賃借人－紋別郡遠軽町●●●●

●● ●●

2 通知の土地

所在「遠軽町●●●●」・地番「●●●外1筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「2筆合計 20,390」

3 通知の理由

令和元年5月14日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃貸借を設定したが、その農地について賃貸人・賃借人が協議の結果、双方が解約に合意した。

4 解約の種類

合意解約

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第1号（その1）についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
（質疑なしの声）

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第1号（その2）についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
（質疑なしの声）

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第1号（その3）についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

暫時休憩いたします。(13:38~13:38)

職務代理者 再開します。
これより、議案第1号(その4)についての質疑を行います、
「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件ですの
で、関係する委員の退席を求めて審議を行います。

「●番 ●●委員」の退席を求めます。
暫時休憩いたします。(13:39~13:39)

職務代理者 再開します。
これより、議案第1号(その4)についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

職務代理者 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

職務代理者 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議案第1号(その4)の審議が終了しましたので、「●番 ●●委
員」を入室させます。
暫時休憩いたします。(13:40~13:40)

職務代理者 再開します。
●●委員に申し上げます。
議案第1号(その4)については、原案のとおり決定したので、そ
の旨をご報告します。

暫時休憩いたします。(13:41~13:41)

議長 再開します。
次に、議案第2号「農業振興地域整備計画変更(農用地区域除外)につ
いて」を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第2号「農業振興地域整備計画変更（農用地区域除外）について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

- 1 農用地区域除外の土地
所在「遠軽町●●●」・地番「●●外8筆」・現況地目「雑種地」・面積（㎡）「9筆合計 159, 193」
- 2 農用地区域除外後の土地利用計画
植林のため。
- 3 農用地区域除外後の土地利用計画面積
159, 193㎡
- 4 農用地区域除外の理由
植林のため
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 この件につきましては、申請者が植林するための農用地区域除外申請があった件でございます。

以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第2号についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
（質疑なしの声）

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」5件を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。
（事務局 議案朗読説明）

事務局 議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

整理番号19～23につきましては、所有権移転でございます。
整理番号19、所在「●●●」・地番「●●」・地目「公簿及び現況は畑」・面積（㎡）「43, 276」・譲渡人「●● ●●」・譲受人「●

● ●●」・利用権の種類「売買」・法律関係「売買」・移転時期「R 2. 8. 13」・支払期限「R 2. 12. 4」・金額（円）「全筆3, 800, 000」・支払方法「指定口座振込」
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、農地保有合理化事業で北海道農業公社から譲受人に農地を売り渡す件でございます。

整理番号20、所在「●●●」・地番「●●外12筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「13筆合計 136, 789. 18」・譲渡人「●● ●●」・譲受人「●● ●●」・利用権の種類「売買」・法律関係「売買」・移転時期「R 2. 8. 13」・支払期限「R 3. 2. 8」・金額（円）「全筆10, 943, 000」・支払方法「指定口座振込」
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、農地保有合理化事業で北海道農業公社から譲受人に農地を売り渡す件でございます。

整理番号21、所在「●●●」・地番「●●外19筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「20筆合計 56, 546」・譲渡人「●● ●●」・譲受人「●● ●●」・利用権の種類「売買」・法律関係「売買」・移転時期「R 2. 8. 13」・支払期限「R 3. 2. 8」・金額（円）「全筆3, 154, 000」・支払方法「指定口座振込」
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、農地保有合理化事業で北海道農業公社から譲受人に農地を売り渡す件でございます。

整理番号22、所在「●●●」・地番「●●外1筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「2筆合計 87, 212」・譲渡人「●● ●●」・譲受人「●● ●●」・利用権の種類「売買」・法律関係「売買」・移転時期「R 2. 8. 13」・支払期限「R 2. 12. 25」・金額（円）「全筆7, 000, 000」・支払方法「指定口座振込」
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、4月の第1回総会であっせん申出のありました農地について、あっせん委員が譲渡人、譲受人と協議を行った結果、売買が成立した件でございます。

整理番号23、所在「●●●」・地番「●●外1筆」・地目「公簿一牧場、畑・現況は全て畑」・面積（㎡）「2筆合計 34,796」・譲渡人「●● ●●」・譲受人「●● ●●」・利用権の種類「売買」・法律関係「売買」・移転時期「R2.8.13」・支払期限「R2.12.25」・金額（円）「全筆2,538,000」・支払方法「指定口座振込」
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、6月の第3回総会であっせん申出のありました農地について、あっせん委員が譲渡人、譲受人と協議を行った結果、売買が成立した件でございます。

以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第3号「整理番号19」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
（質疑なしの声）

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第3号「整理番号20」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
（質疑なしの声）

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第3号「整理番号21」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
（質疑なしの声）

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第3号「整理番号22」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第3号「整理番号23」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第4号「あっせん委員の指名について」2件を議題としま
す。事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第4号「あっせん委員の指名について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

その1

1 あっせん申出人
紋別郡遠軽町●●●
●● ●●

2 あっせん申出の土地
所在「遠軽町●●●」・地番「●●外3筆」・地目「公簿及び
現況は全て畑」・面積(m²)「4筆合計 57,401」

3 あっせん申出の内容
売買

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

その 2

1 あっせん申出人

紋別郡遠軽町 ●●●
●● ●●

2 あっせん申出の土地

所在「遠軽町 ●●●」・地番「●●外 3 筆」・地目「公簿及び
現況は全て畑」・面積 (㎡) 「4 筆合計 26,722」

3 あっせん申出の内容

売買

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第 4 号 (その 1) についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
それでは、あっせん委員の指名については、従前から議長が指名して
おりますので、本案についても、議長が指名することでご異議ありませ
んか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
それでは、議案第 4 号 (その 1) のあっせん委員については、4 番西
原委員、11 番中村委員を指名します。

各委員は、宜しくお願いします。

次に、議案第 4 号 (その 2) についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
それでは、あっせん委員の指名については、従前から議長が指名して
おりますので、本案についても、議長が指名することでご異議ありませ
んか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
それでは、議案第 4 号 (その 2) のあっせん委員については、4 番西
原委員、11 番中村委員を指名します。

各委員は、宜しく申し上げます。

次に、議案第5号「現況証明願いについて」4件を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第5号「現況証明願いについて」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

整理番号11、所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積(m²)「327」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「16番鈴木委員、2番菅井(美)委員、5番石山委員」
(議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局 この件につきましては、農振地域例外地であり、都市計画区域内の準工業地域にある土地で現況は宅地となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、16番鈴木委員、2番菅井(美)委員、5番石山委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。
他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。
(補足説明なしの声)

事務局 整理番号12、所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿一田・現況一農地採草放牧地以外」・面積(m²)「287」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「16番鈴木委員、2番菅井(美)委員、5番石山委員」
(議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局 この件につきましては、農振地域例外地であり、都市計画区域内の準工業地域にある土地で現況は宅地となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、16番鈴木委員、2番菅井(美)委員、5番石山委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。
他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。
(補足説明なしの声)

事務局 整理番号13、所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積(m²)「2,799」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「14番林委員、5番石山委員、1番菅井(誠)委員」
(議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局 この件につきましては、現況が原野となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、14番林委員、5番石山委員、1番菅井（誠）委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。

（補足説明なしの声）

事務局 整理番号14、所在「遠軽町●●●」・地番「●●外2筆」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積（㎡）「3筆合計 26,140」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「6番大河原委員、1番菅井（誠）委員、14番林委員」

（議案より地番、面積等詳細を説明）

事務局 この件につきましては、現況が雑種地と宅地となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、6番大河原委員、1番菅井（誠）委員、14番林委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。

（補足説明なしの声）

事務局 以上で説明を終わります。

議長 これより議案第5号「整理番号11」についての質疑を行います。質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。

従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第5号「整理番号12」についての質疑を行います。質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。

従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第5号「整理番号13」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第5号「整理番号14」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

以上で、本日提案しました全ての案件の審議が終了しました。
これをもちまして、令和2年度第5回農業委員会総会を閉会します。